

消防危第220号
消防特第195号
平成24年10月1日

各都道府県消防防災主管部長
東京消防庁・指定都市消防長 } 殿

消防庁危険物保安室長

消防庁特殊災害室長

化学プラントにおける事故防止等の徹底について

平成24年9月29日、株式会社日本触媒姫路製造所において、消防活動中の消防職員1名が殉職、消防職員23名を含む35名が負傷する（平成24年9月30日18時30分現在）爆発火災が発生しました（別紙）。

この事故については現在原因の究明が行われているところですが、平成24年4月22日には三井化学株式会社岩国・大竹工場において、また、平成23年11月13日には東ソー株式会社南陽事業所において死傷者を伴う爆発火災が発生していることにかんがみ、同種事故再発防止とともに事故後の適切な対応を図るため、貴職におかれましては下記事項について化学プラントを有する関係事業者に対し徹底いただきますようお願いいたします。

また、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合及び広域連合を含む。）に対しても、この旨の情報提供をお願いします。

記

- 1 化学反応を伴う製造工程、自己反応により温度・圧力が上昇するおそれのある化学物質等について、これらを安全に制御するための条件を再確認し、従業者に周知徹底すること。
- 2 異常が生じたかどうかの監視方法や判断指標（温度、圧力等）を再確認し、適切な運転管理を徹底すること。

- 3 暴走反応等異常な現象が生じた場合、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）第23条第1項の規定に基づき、直ちに消防機関に通報することを徹底すること。
- 4 爆発や火災の発生危険性及びその影響範囲について、現場対応に当たる従業者、また、現場到着した消防隊に周知し、適切に安全管理を行うことができるよう、あらかじめ計画、訓練等すること。
- 5 上記1～4について、必要に応じ、対策の見直しを図ること。

【問い合わせ先】

危険物保安室 三浦課長補佐、七條係長

電話 03-5253-7524（直通）、Fax 03-5253-7534

特殊災害室 古澤課長補佐、渡邊係長

電話 03-5253-7528（直通）、Fax 03-5253-7538

株式会社日本触媒姫路製造所爆発火災（第9報）

消 防 庁
平成24年9月30日
18時30分現在

1 発生日時等

発生時刻：平成24年9月29日（調査中）
覚知時刻：平成24年9月29日 14時05分
鎮圧時刻：平成24年9月29日 22時36分
鎮火時刻：平成24年9月30日 15時30分

2 発生場所

特別防災区域名：姫路臨海
住 所：兵庫県姫路市網干区興浜字西沖992-1
特定事業所名：株式会社日本触媒姫路製造所（第1種特定事業所 レイアウト）

3 施設概要等

施設名称： アクリル酸製造施設（3AA）
（プロピレンを酸化反応させてアクリル酸（おむつ等の吸水性樹脂）を製造する施設）
施設区分： 危険物施設
危険物施設区分： 製造所

4 火災の概要

アクリル酸混じりの廃液（第4類第2石油類）を一時貯蔵するタンク（許可容量70m³）の異常な温度上昇により爆発炎上、隣接しているアクリル酸タンクとトルエンタンクに延焼したもの。また、爆発警戒中の消防車両にも延焼（台数等調査中）。

5 死傷者等

(1) 人的被害

死者 1名（消防吏員）
重症 5名（消防吏員2、従業員3）
中等症 9名（消防吏員5、警察1、従業員3）
軽症 21名（消防吏員16、警察1、従業員4）

(2) 物的被害

焼損面積： 確認中

6 消防機関等の活動状況

(1) 姫路市消防局 28台、112人

(2) その他車両19台(周辺消防本部からの応援16台、ドクターカー3台)

・周辺消防本部からの応援車両の内訳については以下のとおり

神戸市消防局：消防車4台、救急車3台

相生市消防本部：救急車1台

加古川市消防本部：消防車1台

赤穂市消防本部：消防車1台、救急車2台

高砂市消防本部：救急車1台

たつの市消防本部：消防車1台、救急車2台

・ドクターカーの内訳については以下のとおり

災害医療センター：1台

加古川医療センター：1台

姫路医療センター：1台

(3) ヘリ2機

兵庫県消防防災航空隊 ヘリ(偵察、負傷者の救急搬送)

7 火災原因等

調査中

8 その他

姫路市にて事業所内全ての危険物施設の使用停止命令(29日(土)15時50分)

9 消防庁の対応

29日(土)16時10分 消防庁で災害対策室を設置(特殊災害室長)

20時20分 消火活動に関する支援とともに、姫路市消防局からの要請を受けた火災原因調査のため、消防庁職員の現地への派遣を決定。

23時30分 消防庁危険物保安室課長補佐他計4名が出発。

23時50分 消防庁消防研究センター特殊災害研究室長他計5名が出発。

30日(日)08時00分 消防庁危険物保安室課長補佐他計4名が姫路市消防局に到着。

09時10分 消防庁消防研究センター特殊災害研究室長他計5名が姫路市消防局に到着。

10時30分 消防庁現地派遣職員が日本触媒姫路製造所に到着。

<連絡先> 消防庁特殊災害室 古澤・渡邊

Tel (03)5253-7528 内線42731 Fax (03)5253-7538

消防危第 220 号
消防特第 195 号
平成 24 年 10 月 1 日

石油連盟会長
石油化学工業協会会長
日本化学工業協会会長

} 殿

消防庁危険物保安室長

消防庁特殊災害室長

化学プラントにおける事故防止等の徹底について

平成 24 年 9 月 29 日、株式会社日本触媒姫路製造所において、消防活動中の消防職員 1 名が殉職、消防職員 23 名を含む 35 名が負傷する（平成 24 年 9 月 30 日 18 時 30 分現在）爆発火災が発生しました（別紙）。

この事故については現在原因の究明が行われているところですが、平成 24 年 4 月 22 日には三井化学株式会社岩国・大竹工場において、また、平成 23 年 11 月 13 日には東ソー株式会社南陽事業所において死傷者を伴う爆発火災が発生していることにかんがみ、同種事故再発防止とともに事故後の適切な対応を図るため、貴職におかれましては下記事項について化学プラントを有する関係事業者に対し徹底いただきますようお願いいたします。

記

- 1 化学反応を伴う製造工程、自己反応により温度・圧力が上昇するおそれのある化学物質等について、これらを安全に制御するための条件を再確認し、従業者に周知徹底すること。
- 2 異常が生じたかどうかの監視方法や判断指標（温度、圧力等）を再確認し、適切な運転管理を徹底すること。
- 3 暴走反応等異常な現象が生じた場合、石油コンビナート等災害防止法（昭和 50 年法律第 84 号）第 23 条第 1 項の規定に基づき、直ちに消防機関に通報することを徹底すること。

- 4 爆発や火災の発生危険性及びその影響範囲について、現場対応に当たる従業者、また、現場到着した消防隊に周知し、適切に安全管理を行うことができるよう、あらかじめ計画、訓練等すること。
- 5 上記1～4について、必要に応じ、対策の見直しを図ること。

【問い合わせ先】

危険物保安室 三浦課長補佐、七條係長

電話 03-5253-7524（直通）、Fax 03-5253-7534

特殊災害室 古澤課長補佐、渡邊係長

電話 03-5253-7528（直通）、Fax 03-5253-7538

株式会社日本触媒姫路製造所爆発火災（第9報）

消 防 庁
平成24年9月30日
18時30分現在

1 発生日時等

発生時刻：平成24年9月29日（調査中）
覚知時刻：平成24年9月29日 14時05分
鎮圧時刻：平成24年9月29日 22時36分
鎮火時刻：平成24年9月30日 15時30分

2 発生場所

特別防災区域名：姫路臨海
住 所：兵庫県姫路市網干区興浜字西沖992-1
特定事業所名：株式会社日本触媒姫路製造所（第1種特定事業所 レイアウト）

3 施設概要等

施設名称： アクリル酸製造施設（3AA）
（プロピレンを酸化反応させてアクリル酸（おむつ等の吸水性樹脂）を製造する施設）
施設区分： 危険物施設
危険物施設区分： 製造所

4 火災の概要

アクリル酸混じりの廃液（第4類第2石油類）を一時貯蔵するタンク（許可容量70m³）の異常な温度上昇により爆発炎上、隣接しているアクリル酸タンクとトルエンタンクに延焼したもの。また、爆発警戒中の消防車両にも延焼（台数等調査中）。

5 死傷者等

(1) 人的被害

死者 1名（消防吏員）
重症 5名（消防吏員2、従業員3）
中等症 9名（消防吏員5、警察1、従業員3）
軽症 21名（消防吏員16、警察1、従業員4）

(2) 物的被害

焼損面積： 確認中

6 消防機関等の活動状況

(1) 姫路市消防局 28台、112人

(2) その他車両19台(周辺消防本部からの応援16台、ドクターカー3台)

・周辺消防本部からの応援車両の内訳については以下のとおり

神戸市消防局：消防車4台、救急車3台

相生市消防本部：救急車1台

加古川市消防本部：消防車1台

赤穂市消防本部：消防車1台、救急車2台

高砂市消防本部：救急車1台

たつの市消防本部：消防車1台、救急車2台

・ドクターカーの内訳については以下のとおり

災害医療センター：1台

加古川医療センター：1台

姫路医療センター：1台

(3) ヘリ2機

兵庫県消防防災航空隊 ヘリ(偵察、負傷者の救急搬送)

7 火災原因等

調査中

8 その他

姫路市にて事業所内全ての危険物施設の使用停止命令(29日(土)15時50分)

9 消防庁の対応

29日(土)16時10分 消防庁で災害対策室を設置(特殊災害室長)

20時20分 消火活動に関する支援とともに、姫路市消防局からの要請を受けた火災原因調査のため、消防庁職員の現地への派遣を決定。

23時30分 消防庁危険物保安室課長補佐他計4名が出発。

23時50分 消防庁消防研究センター特殊災害研究室長他計5名が出発。

30日(日)08時00分 消防庁危険物保安室課長補佐他計4名が姫路市消防局に到着。

09時10分 消防庁消防研究センター特殊災害研究室長他計5名が姫路市消防局に到着。

10時30分 消防庁現地派遣職員が日本触媒姫路製造所に到着。

<連絡先> 消防庁特殊災害室 古澤・渡邊

Tel (03)5253-7528 内線42731 Fax (03)5253-7538